

平成 29 年 3 月

お客さま 各位

栄ガス消費生活協同組合  
TEL 0256-45-2049

## ガス事業法令の改正に伴う制度変更等及びガス料金改定のお知らせ

日頃より、栄ガス消費生活協同組合の都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、平成 29 年 3 月 31 日時点で一般ガス供給約  
款及び選択約款によりご利用いただいておりますお客様につきましては、平成 29 年 4 月以降、ご  
契約内容を一部変更させていただきます。

### 【 都市ガス小売の全面自由化について 】

#### ● 都市ガス小売全面自由化及び供給地点特定番号のご説明

- ガス事業法が改正され、平成 29 年 4 月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなり、都市ガスをお使いの全てのお客さまが、都市ガスの購入先を自由に選択することができる制度となります
- これまで当組合は、経済産業大臣の認可を得て（もしくは届け出て）ガス料金を設定していましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります※。
  - ※ お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として、最終保障供給の制度も併せて措置されています（改正ガス事業法第 51 条）。最終保障供給をご希望のお客さまは、当組合へご連絡ください。
- 今後、料金を含む契約条件を変更する場合には、事前説明を書面の交付等により行います。
- 都市ガス小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として、「供給地点特定番号」が設定されます。（当組合では、**お客様番号と同一となります。**）
- 「供給地点特定番号」は、「ご使用量のお知らせ（検針票）」に、お客様番号として記載されています。

（注）なお、**平成 29 年 4 月以降も引き続き、栄ガス消費生活協同組合のガスをご利用いただける場合は、お手続きは不要です。**

今後とも、栄ガス消費生活協同組合をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 【 対象契約種別 】

一般ガス供給契約、業務用需給契約、小型空調パッケージ契約、家庭用温水暖房契約

## 【 変更のポイント 】

- ① 事業類型の変更により、現在の一般ガス事業者から、平成 29 年 4 月以降は一般ガス導管事業部門とガス小売事業部門に分類されます。
  - ・ 一般ガス導管事業・・・供給設備・本管等の維持及び運用並びにお客様の内管の法定検査等保安に係る業務
  - ・ ガス小売事業・・・お客さまとのガスの小売に係る業務
- ② 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定しました。ガス工事を申し込む方は、一般ガス導管事業者が別途定める契約条件に基づき、一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます。
- ③ 当組合は、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。(期間の定めのある契約においては契約期間中であっても同様といたします)
- ④ 各種約款の変更(契約期間の延伸を含みます)の際は、その変更内容や新たな契約期間をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示その他当組合が適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載します。
- ⑤ その他、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により、各種約款を変更しています。  
※変更後の供給条件(約款)は当組合ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください。  
(書面をご希望のお客さまは、当組合へご連絡ください。)
- ⑥ 都市ガス原料卸元事業者が、国産天然ガス価格を輸入 LNG(液化天然ガス)価格と連動させる新たな卸価格体系を導入したことに伴い、4月以降は国産天然ガスも原料費調整制度の対象となります。
- ⑦ 原料費調整において、原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定(一般ガス供給約款23(2)②ただし書き)を削除します。  
**※上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。**  
変更内容にご承諾いただけない場合は、お手数ですが、平成 29 年 3 月 31 日までに、当組合へご連絡ください(解約の手続きを取らせていただきます)。

## 【 ガス料金改定について 】

当組合の直近 2 カ年の事業内容につきましては、総代会議案書及び決算内容の周知文書(組合員への皆さまへ)等のとおり、供給設備の地震対策・環境対策等の関係から、事業規模に対して比較的大きな投資を行なったことに加え、慢性化してきている年間をとおしての気温高による販売量の減少により、事業損益において事業損失金を計上する結果となりました。このようなことうけ、ガス事業者および消費生活協同組合としての良好な財務状況を維持するため、平成 29 年 4 月 1 日よりガス料金を平均 4.66%の値上げ改定を実施させていただきます。今後とも、都市ガスの安定供給・保安の確保にむけ、なお一層の努力を重ねてまいりますので、お客さま各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ■ 標準家庭における改定額(税込)

| 1 カ月のご使用量         | 新料金     | 現行料金    | 改定額   |
|-------------------|---------|---------|-------|
| 56 m <sup>3</sup> | 7,029 円 | 6,750 円 | 279 円 |

- (注)・ 標準家庭のご使用量は、平成 23 年度から 27 年度までのご家庭 1 件あたりの 5 年間平均に基づいて算定しています。
- ・ 料金については、4 月分調整単位料金で算定しています。

【 ご契約内容の概要について 】

■ 料金単価表

| 適用条件                         | 適用区分            |                          | 基本料金         | 基準単位料金                  | 4月分<br>調整単位料金           |
|------------------------------|-----------------|--------------------------|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 一般ガス供給契約を<br>ご利用のお客さま        | A               | 0~25 m <sup>3</sup> まで   | 982.80 円/月   | 110.12 円/m <sup>3</sup> | 110.75 円/m <sup>3</sup> |
|                              | B               | 26~250 m <sup>3</sup> まで | 1,108.08 円/月 | 105.11 円/m <sup>3</sup> | 105.74 円/m <sup>3</sup> |
|                              | C               | 251 m <sup>3</sup> ~     | 1,486.08 円/月 | 103.60 円/m <sup>3</sup> | 104.23 円/m <sup>3</sup> |
| 業務用需給契約を<br>ご利用のお客さま         | —               |                          | 3,402.00 円/月 | 73.90 円/m <sup>3</sup>  | 74.53 円/m <sup>3</sup>  |
| 小型空調<br>パッケージ契約を<br>ご利用のお客さま | 1種              | 冬期<br>(12月~3月)           | 2,700.00 円/月 | 89.20 円/m <sup>3</sup>  | —                       |
|                              |                 | その他期<br>(4月~11月)         |              | 80.66 円/m <sup>3</sup>  | 81.29 円/m <sup>3</sup>  |
|                              | 2種              | 冬期<br>(12月~3月)           | 1,188.00 円/月 | 90.43 円/m <sup>3</sup>  | —                       |
|                              |                 | その他期<br>(4月~11月)         |              | 82.82 円/m <sup>3</sup>  | 83.45 円/m <sup>3</sup>  |
| 家庭用温水暖房契約を<br>ご利用のお客さま       | 冬 期<br>(12月~4月) |                          | 1,404.00 円/月 | 86.42 円/m <sup>3</sup>  | 87.05 円/m <sup>3</sup>  |

- 上記の料金は早収料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅収料金（3%割増）となります。
- 実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ガス料金は、口座振替または払込みの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただきます。
- 各契約内容の詳細は、当組合ホームページへ掲載しておりますので、ご覧ください（書面をご希望の場合はご連絡ください）。（URL <http://www.sakae-gas.or.jp/>）

■ 契約変更時の取扱いについて

当組合は、契約期間中であっても、各種約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます（変更のポイントを参照ください）。

※ 引越し等の理由によりガスの使用を終了する場合には、従来どおり当組合にご連絡をお願いいたします。

|   |
|---|
| <p>【窓口】 栄ガス消費生活協同組合 業務課<br/>住所：三条市帯織 2677 番地 1<br/>TEL：0256-45-2049<br/>受付時間 9：00~17：00<br/>(土・日・祝日を除く)</p> |
|---|